

化学物質に関する法規制の動き

化学物質に関する法律で平成13年11月から平成14年3月までに改正等があったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

1. 化審法関連の改正

平成13年11月21日 医薬第1271号 平成13・11・01製局第1号 環企第946号 厚生労働省医薬局長、経済産業省製造産業局長、環境省総合環境政策局長通知により、新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令に規定された試験方法のうち、変異原性試験の項が改正された。これはOECDによる試験法ガイドラインの一部改正に合わせた改正である。

実施日：平成14年5月22日

2. 道路法関連の改正

日本道路公団公示第91号(平成13年11月30日付官報)により、水底トンネル及び延長5,000m以上の長大トンネルにおいて、車両の通行時に積載することを禁止又は制限されている危険物にヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類が追加された。(平成13年11月30日 保管第58号の2 日本道路公団保全交通部長通知、日本道路公団ホームページプレスリリース

[<http://www.jhnet.go.jp/press/rel/2001/12/01/> 参照]

実施日：平成13年12月1日

3. 安衛法関連の通達及び改正

《3-1》労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく指針の公示

技術上の指針公示第17号(平成13年12月3日付官報)により、ヒドロキシルアミン及びその塩の取扱い等に関し、事業者が講ずべき処置の適切かつ有効な実施を図るための指針として「ヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等に関する技術上の指針」が制定された。(平成13年12月3日 基発第1036号 厚生労働省労働基準局長通達

[http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100287] 参照)

《3-2》労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針の公示

1)厚生労働省告示第6号、健康障害を防止するための指針公示第11号、第12号(平成14年1月21日付官報)により、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合に将来においてがん等の重篤な健康障害を生ずる可能性が否定できないことから、次の物質の「健康障害を防止するための指針」が制定された。

①アントラセン(その重量の1パーセントを越えて含有するもの)

②ジクロロメタン(その重量の1パーセントを越えて含有するもの)

(平成14年1月21日 基発第0121001号 厚生労働省労働基準局長通達、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める化学物質を定める告示

[http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/hor_s_shsi/354]参照)

2)健康障害を防止するための指針公示第13号(同官報)により、次の物質の同指針が一部改正された。

- ① クロロホルム
- ② 酢酸ビニル
- ③ 四塩化炭素
- ④ 1,4-ジオキサン
- ⑤ 1,2-ジクロロエタン(別名 二塩化エチレン)
- ⑥ テトラクロロエチレン
(別名 パークロロエチレン)
- ⑦ 1,1,1-トリクロロエタン
- ⑧ パラ-ジクロロベンゼン
- ⑨ パラ-ニトロクロロベンゼン
- ⑩ ビフェニル

(指針の詳細は安全衛生情報センターホームページ法令情報検索ページ

[<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>]参照)

3)指針の閲覧窓口

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課、都道府県労働基準局労働基準部安全衛生課又は安全課

4. 消防法関連の改正

総務省政令第12号(平成14年1月25日付官報)により、次の物質が屋外貯蔵所において、貯蔵し、又は取扱うことができる危険物に追加された。(平成14年1月25日 消防予第21号 消防危第18号 消防庁長官通知

[<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1401/140125yobo21.htm>]参照)

- ① 危険物 第二類 引火性固体
(引火点が0度以上のものに限る。)
《「引火点が21度以上のものに限る。」からの変更》
- ② 危険物 第四類 第一石油類
(引火点が0度以上のものに限る。)

③ 危険物 第四類 アルコール類

そして、貯蔵し、又は取扱う屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準を超える特例が下記物質を対象に制定された。

- ① 危険物 第二類 引火性固体
(引火点が21度未満のものに限る。)
- ② 危険物 第四類 第一石油類
- ③ 危険物 第四類 アルコール類

施行日：平成14年4月1日

5. 毒劇法関連の改正

厚生労働省政令第62号(平成14年3月25日付官報)により、次の物質が毒物・劇物に追加または削除された。(平成14年3月25日 医薬発第0325001号 厚生労働省医薬局長通知

[<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/mhlw/020325/020325-0325001.pdf>]参照)

- ① 毒物に指定(1件) 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤
- ② 劇物に指定(1件) 4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリロキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド及びこれを含有する製剤
- ③ 劇物から除外(1件):
(S) シアノ-3-フェニルベンジル(1R,3R)2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシレートと(R) シアノ-3-フェニルベンジル(1R,3R)2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシレートとの混合物((S) シアノ-3-フェニルベンジル(1R,3R)2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシレート91%以上99%以下含有し、かつ、(R) シアノ-3-フェニルベンジル(1R,3R)2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシレート1%以上9%以下を含有するものに限る。)10%以下を含有するマイクロカプセル製剤

施行日：平成14年4月1日(但し、③ 劇物からの除外は、平成14年3月25日から施行)